各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によつて算定した額を合算した額とする。

算式

$$A\times 0.0105+B\times(0.0105-C\times 0.75)+D\times(0.0105-E\times 0.75)+F\times(0.0105-G\times 0.75)+H\times(0.0105-I\times 0.75)+J\times(0.0105-K\times 0.75)+L\times 0.0105\times\beta+M\times 0.007875\times\beta+N\times 0.00525\times\beta+O\times(0.0105-P\times 0.75)\times\beta+Q\times(0.0105-R\times 0.75)\times\beta+S\times(0.0105-T\times 0.75)\times\beta+U\times(0.0105-V\times 0.75)\times\gamma+W\times(0.0105-X\times 0.75)\times\gamma+Y\times(0.0105-Z\times 0.75)\times\gamma+AA\times 0.0105\times\delta+AB\times(0.0105-AC\times 0.75)\times\delta$$

算式の符号

［略］

E　当該市町村が符号Dに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とし、近畿圏法第 47 条、首都圏法第 33 条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0105 に満たないときは 0.0105 とし、関西学研法第 11 条、特定農山村法第 16 条及び水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.007 に満たないときは 0.007 とし、半島振興法第 17 条、リゾート法第９条、多極法第 14 条、地方拠点法第 12 条、ベイエリア法第 14 条及び原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0035 に満たないときは 0.0035 とし、地域再生法第 17 条の６の規定の適用を受けるものにあつては当該率が 0.00467 に満たないときは 0.00467 とする。

［略］

［11　略］

第五章　合併市町村の特例

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

第四十八条　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日まで（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から令和七年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成十九年度又は平成二十年度に行われた場合にあつては当該年度の前十二年度の四月一日から令和六年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前十年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの）については、当該新市町村の財源不足額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$(A-B)\times\alpha+B$$

各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によつて算定した額を合算した額とする。

算式

$$A\times 0.0105+B\times(0.0105-C\times 0.75)+D\times(0.0105-E\times 0.75)+F\times(0.0105-G\times 0.75)+H\times(0.0105-I\times 0.75)+J\times(0.0105-K\times 0.75)+L\times 0.0105\times\beta+M\times 0.007875\times\beta+N\times 0.00525\times\beta+O\times(0.0105-P\times 0.75)\times\beta+Q\times(0.0105-R\times 0.75)\times\beta+S\times(0.0105-T\times 0.75)\times\beta+U\times(0.0105-V\times 0.75)\times\gamma+W\times(0.0105-X\times 0.75)\times\gamma+Y\times(0.0105-Z\times 0.75)\times\gamma+AA\times 0.0105\times\delta+AB\times(0.0105-AC\times 0.75)\times\delta$$

算式の符号

［同左］

E　当該市町村が符号Dに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とし、近畿圏法第 47 条、首都圏法第 33 条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0105 に満たないときは 0.0105 とし、関西学研法第 11 条、山村振興法第 14 条、特定農山村法第 16 条及び水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.007 に満たないときは 0.007 とし、半島振興法第 17 条、リゾート法第９条、多極法第 14 条、地方拠点法第 12 条、ベイエリア法第 14 条及び原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0035 に満たないときは 0.0035 とし、地域再生法第 17 条の６の規定の適用を受けるものにあつては当該率が 0.00467 に満たないときは 0.00467 とする。

［同左］

［11　同上］

第五章　合併市町村の特例

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

第四十八条　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日まで（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から令和六年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成十九年度又は平成二十年度に行われた場合にあつては当該年度の前十二年度の四月一日から令和五年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前十年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの）については、当該新市町村の財源不足額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$(A-B)\times\alpha+B$$